

計画書

相楽都市計画 地区計画の決定（木津川市決定）



相楽都市計画当尾の郷会館地区計画を次のように決定する。

名称	当尾の郷会館地区計画	
位置	京都府木津川市加茂町辻下垣外の一部	
面積	約0.6ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当尾地域は、JR加茂駅から約5kmの範囲の中山間地域に位置し、人口減少、高齢化、農地荒廃等の問題を抱えている。</p> <p>当尾の郷会館は、地域のよりどころであった旧当尾小学校を当尾の郷会館として整備した施設で、地域住民が集える場、地域外住民との交流を創出する場となるよう、民間を活用した地域課題等に取り組み、複合的・多機能拠点としての活用が望まれている。</p> <p>本計画は、地域コミュニティの中心的な場所のみならず、現在の歴史ある地域の住環境を守り育てるとともに、新たな魅力を創り出し、地域力の活性化につながることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<ol style="list-style-type: none">地域の集会・交流の拠点となるよう公益性が高く地域振興に資する土地利用を基本とする。周辺の歴史的な地域と調和し、新たなコミュニティの形成を図るために、施設の利活用にあわせた土地利用を図る。
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	市街化調整区域内であることに配慮しながら、当尾の郷会館の多機能拠点、交流拠点、農産業拠点としての利活用を図るために「建築物等の用途の制限」を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>建築してはならない建築物は、次の各号に掲げる建築物以外の建築物とする。</p> <ol style="list-style-type: none">学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む。)、図書館その他これらに類するもの店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの農林水産物の処理・加工・貯蔵に必要な施設近隣住民の社会教育的な活動、あるいは、自治活動のための公民館、集会所その他これらに類するもの美術品、工芸品、日用品を製作するためのアトリエ又は工房公益上必要な建築物で建築基準法施行令第130条の4で定めるもの事務所体育館又はスポーツの練習場（ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場を除く。）前各号の建築物に附属するもの

「区域は計画図表示のとおり」

計画図



	地区計画区域
	地区整備計画区域